

商工会だより

第201号

令和7年5月1日
揖斐川町商工会
揖斐川町上南方165-1 TEL 22-6185 FAX 22-2561
URL <https://www.gifushoko.or.jp/ibigawa/>

いび祭り

5月4日(日)、5日(月)に「いび祭り」が開催されました。天候にも恵まれ、多くの方が山車や歌舞伎等、伝統的な祭りを楽しんでいました。

揖斐川町商工会からは、6事業所が出店して、鮎の塩焼きやフランクフルト等を販売し、イベントを盛り上げました。

美味しい食べ物に、幅広い世代のお客様の笑顔があふれ、「いび祭り」の楽しさを再認識する事ができました。



脛永支部

★支部事業「いちご狩り体験」

4月25日(金)に脛永支部の事業として、養基保育園の園児31名による「いちご狩り体験」を実施しました。

揖斐川町脛永の岩間農園(岩間俊樹さん)の協力のもと、園児たちが赤くおいしく実ったいちごを夢中で探していました。参加した保育園児からは、「たくさん獲れてうれしい!」「大きいイチゴが獲れたよ!」「すごく甘いよ!」とうれしい声を頂きました。



経営改善に取り組む皆様へ

令和7年度当初予算

「小規模事業者経営改善資金(マル経融資)」

地域の雇用や産業を支える小規模事業者の経営改善を促進することを目的とし、持続的な経営に向けた取組を支援します

【事業目的】

小規模事業者※が商工会・商工会議所等の伴走支援を受けながら取り組む経営改善に必要な資金を無担保・無保証で融資

※ 従業員数が「商業・サービス業(宿泊業、娯楽業を除く)」の場合5人以下、
製造業またはそれ以外の業種の場合20人以下である事業者

※ 商工会・商工会議所の会員・非会員を問いません

【融資額】

2,000万円以内

【融資期間】

設備資金・運転資金

10年以内 (うち据置期間2年以内)

【利率】

特別利率

※毎月変動しますので、詳しくはお近くの日本政策金融公庫または
沖縄振興開発金融公庫の各支店にお尋ねください。

【担保・保証人】

無担保・無保証人

【活用事例】

補助対象経費総額

自己負担

持続化補助金
補助率
2 / 3

持続的な経営に向けた経営計画に基づく販路開拓等の取組を支援
「小規模事業者持続化補助金(一般型・創業型)」

補助上限：一般型50万円、創業型200万円

◎本補助金の自己負担分やつなぎの融資にご利用いただけます。
詳しくは、お近くの商工会、商工会議所にお問い合わせください。

融資までの流れ

STEP 1 伴走支援

商工会・商工会議所の会員・非会員に関わらず、相談を受けた小規模事業者に対して、商工会・商工会議所等が伴走支援します。

STEP 2 推薦依頼

商工会・商工会議所等にマル経融資の推薦を依頼してください。

STEP 3 推薦

商工会・商工会議所等で受付後、審査を経て、日本政策金融公庫（沖縄県は沖縄振興開発金融公庫）へ推薦します。

STEP 4 融資

日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）の審査を経て、小規模事業者に融資が行われます。

概要

融資額	2,000万円以内
融資期間	設備資金・運転資金 10年以内（うち据置期間2年以内）
利率	特別利率 ※毎月変動しますので、詳しくはお近くの日本政策金融公庫または 沖縄振興開発金融公庫の各支店にお尋ねください。
担保・保証人	無担保・無保証人

【併用できる特例制度】

○賃上げ貸付利率特例制度

以下のどちらかに該当する場合、特別利率 **-0.5%**（貸付後から2年）

- ・雇用者給与等支給額が直近の決算期と比較して、2.5%以上増加する見込みがある者
- ・雇用者給与等支給額が直近の決算期において、既に2.5%以上増加している者

【お問い合わせ】

マル経融資にご興味のある小規模事業者の皆様におかれましては、お近くの日本政策金融公庫または沖縄振興開発金融公庫各支店、商工会、商工会議所にお気軽にお問い合わせください。

小規模事業者パワーアップ補助金 (岐阜県小規模事業者持続化補助金)

令和7年度小規模事業者パワーアップ応援補助金（岐阜県小規模事業者持続化補助金）の公募が開始になりました。

長期化している原材料費やエネルギーコストの高騰、慢性的な人手不足、価格転嫁が進まない中で求められる賃上げなど、多くの事業者が依然として厳しい経営環境に直面しています。

こうした中、県内に主たる事務所を有する小規模事業者が、持続的な賃上げにもつながる「稼ぐ力」の強化に向けて、商工会・商工会議所の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って事業規模拡大や業態転換等に取り組む事業の経費の1/2を補助（補助上限額100万円）します。

特に、マイクロワーク（超時短勤務）など「新たな働く環境づくり」に取り組む事業者への支援を強化するため、働いてもらい方改革枠においては、事業に要する経費の2/3を補助（補助上限額250万円）します。またそのうち、「新たな働く環境づくり」に要する経費については、補助上限額100万円に対して補助率10/10を適用します。

■募集期間	令和7年5月7日(水)～令和7年6月6日(金) 郵送物：締切日当日消印有効 データ送付：締切日当日17:00必着 事業支援確認書(様式 1-4)発行の受付締切日は原則令和7年5月30日(金)です。発行に時間を要する場合がありますので、余裕をもってお手続きいただきますようお願いいたします。
■事業期間	交付決定日～令和8年1月9日(金)
■対象者	・県内に主たる事務所を有する小規模事業者 ※他にもいくつかの要件がありますので詳細は公募要領よりご確認ください。
■補助率	【一般枠】補助対象経費の1/2以内 【働いてもらいたい方改革】補助対象経費の2/3以内※ ※うち「新たな働く環境づくり」に要する経費 10/10
■補助上限額	【一般枠】100万円 【働いてもらいたい方改革枠】250万円※ ※うち「新たな働く環境づくり」に要する経費100万円
■補助対象経費	①機械装置等費、②広報費、③ウェブサイト関連費、④展示会等出展費、⑤旅費、⑥開発費、⑦借料、⑧委託・外注費、⑨職場環境整備費

問い合わせ先 揖斐川町商工会 TEL 0585-22-6185

※申請につきましては、締切日直前の申請が集中し、事務処理に支障をきたす場合がございます。申請を検討される場合は、可能な限り余裕を持って早めの相談と提出をしていただくよう、お願いいたします。